

登下校中の児童の安全管理について

2026年(令和8年)3月25日改定

福山市立高島小学校

まず、大前提として

〈学校・関係団体・保護者・地域の役割〉

- 安全指導は学校の役割
- 地域の環境を整えるのは自治体の役割
- 交通安全や治安の維持などは警察の役割
- 日常的な安全の確保は保護者の役割 となります。

【基本原則として】 高島小学校の教職員の勤務時間は、8:15～16:45です。

○学校で学習などを行っているとき(校内にいる間)は、「学校の管理下」にあり、学校(および教職員)が安全管理の責任を負います。※修学旅行や野外活動、社会見学などの校外学習については、学校外での学習ですが、教職員の引率・指示のもと活動を行いますので学校の管理下になります。

○下校時(校外):原則として家庭の責任「学校の管理下には当たらない」になりますが、学校の指導・判断(災害などの集団下校時の指示等)によって発生した事故などについては、学校側の責任が問われる可能性もあります。

※「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」では、一定の条件がありますが「学校の管理下」として、補償の対象としているので、勘違いをされている方が多いようです。

○登下校中については、学校(教職員)の業務外とされており(文部科学省答申)、登下校中は、保護者の管理下とされるのが原則です。つまり、登校・下校の途中で起きた事故やトラブルについては、基本的に保護者の責任となります。(登下校の時間帯は学校の直接的な「監督責任」の範囲外)

※「見守りを目的とした GPS 端末(私物)」については、学校へ申請をしていただいてから、ルールを守ってご使用ください。

○文部科学省は、「登下校中の事故については、通学途中であっても、学校管理下にあるかどうかで責任が変わる」としており、原則として学校管理下ではない登下校中は、学校の責任外とされています。

ただし、学校が積極的に関与している場合は、責任を負う可能性があります。※感染症の流行による急な学級閉鎖や悪天候等で集団下校を実施する際に教職員の引率や指示があった場合(安全上問題等がある指示)に生じます。(「保護者への引き渡し」を行う場合があるのは、児童の安全確保の一環です)

○登校(高島小)は、PTAによって編成された登校班(保護者主体:登校時の安全確保のために「集団登校」が行われていますが、これは 保護者の協力のもと行われる任意の取り組みで登校をしている状態です。 ※編成をされない場合は、始業(8:15)までに、通常登校となります。(近所の子が集まって登校など)

※学校は「登校の安全指導(横断歩道の渡り方、不審者対応等)」は行いますが、「登校の手段やグループ自体を編成する義務」は負っていません。よって、登下校時において自家用車等の送迎を、各ご家庭で判断をされた場合は、混乱を防ぐ意味でも登校班には連絡をされることをお勧めします。

○登校時間は、8:05～8:15 に設定をしています。(児童玄関の開錠は 8:00)8:00 より早い時間は、管理職が学校内の教室の開錠を行うなどの、始業準備を行っています。また、8:15 より早い時間は、教職員は出勤の途中であり、勤務の開始時間ではないことから、児童のけが等への対応(救急搬送も含みます)ができない時間帯になります。

○下校の種類には、「通常下校」「集団下校」「自由下校」があります。

・「通常下校」…学校の教育活動(授業・清掃・終わりの会など)を終えたあとに、学校が定めた方法と時間に沿って、児童が自宅(放課後児童クラブも含まれます)へ下校する標準的・基本的な下校の形を指します。この時間帯は 学校管理下を離れるタイミング にあたります。高島小学校で普段行っている下校方法です。

・「集団下校」…学校が児童生徒の安全確保のために、学校の指示・主導で児童生徒をまとめて下校させる形態です。

地震や不審者情報、天候悪化、学級閉鎖などを受けて、「通常下校」とは異なる形で実施します。

・自由下校(※高島小学校では実施をしていません。)…学校が児童・生徒に対して、通常の下校時間よりも柔軟に、本人の判断や保護者の許可で下校させる制度や対応のことです。

※これらとは別に、下校という形をとらずに、「保護者の方への引き渡し」を実施する場合があります。

○学校が普段下校時刻を保護者の方にお知らせをして行っている下校は、「通常下校」と呼ばれるもので、次のような指導をしています。

・寄り道の禁止「まっすぐ家に帰りましょう」

・通学路の利用「決められた道を通って帰りましょう」

・防犯意識「知らない人について行かない」など

・熱中症への注意「帽子をかぶりましょう」「こまめに水分補給をしましょう」など

※熱中症警戒アラート発令時には、適切な対策(日傘、ネッククーラー、水筒等)を、保護者にとっていたくこととなります。(登下校時の安全確保)